

国の債権に係る情報の公表

防衛省（一般会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和4年度								令和5年度								令和6年度							
	管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額			
			前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	前年度以前発生分			
合計	71,512	18,527	52,985	64,952	12,127	15	52,824	0	112,414	12,580	99,834	106,148	6,618	52	99,530	—	109,299	15,700	93,598	103,867	10,324	44	93,482	—
備考	(主な歳入金債権) 返納金債権 病院等療養費債権 物件貸付料債権	31,559 17,150 5,808	(主な歳入金債権) 返納金債権 病院等療養費債権	31,378 16,884	(主な歳入金債権) 返納金債権 病院等療養費債権 物件貸付料債権	70,796 16,342 5,267	(主な歳入金債権) 返納金債権 病院等療養費債権	70,622 16,082	(主な歳入金債権) 返納金債権 病院等療養費債権 損害賠償金債権	66,948 15,208 7,417	(主な歳入金債権) 返納金債権 病院等療養費債権 損害賠償金債権	66,778 14,977 6,904												

※1 消滅額の項目「うち不納欠損額」は、歳入徵収官務規程(昭和二十七年大藏省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

※2 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

## 歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和4年度末現在額										令和5年度末現在額										令和6年度末現在額									
	一般分(徴収停止分を除く。)					徴収停止分					一般分(徴収停止分を除く。)					徴収停止分					一般分(徴収停止分を除く。)					徴収停止分				
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計	本年度 発生債権分	前年度以前 発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計	本年度 発生債権分	前年度以前 発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計	本年度 発生債権分	前年度以前 発生債権分									
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額					
官業益金及官業収入																														
官業収入																														
病院収入																														
病院等療養費債権	266	29	13	221	0	251	14	-	-	260	35	7	215	1	251	8	-	-	230	22	9	198	0	220	10	-	-	-		
政府資産整理収入																														
回収金等収入																														
貸付金等回収金収入																														
自衛隊学資貸与金債権	74	72	1	-	-	72	1	-	-	50	7	-	42	0	49	0	-	-	51	6	2	42	-	48	2	-	-	-		
雑収入	6,219	10	33	478	5,690	488	5,723	-	7	5,955	58	194	386	5,308	444	5,503	0	7	5,210	51	23	377	4,749	429	4,772	-	7			
国有財産利用収入	5,330	1	31	4	5,292	6	5,324	-	-	4,789	0	0	7	4,781	7	4,781	-	-	4,252	0	18	8	4,225	8	4,243	-	-	-		
国有財産貸付収入	5,268	1	0	3	5,263	5	5,263	-	-	4,729	0	0	6	4,723	6	4,723	-	-	4,190	0	0	7	4,182	8	4,182	-	-	-		
公務員宿舎使用料債権	0	0	0	0	-	0	0	-	-	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-		
物件貸付料債権	5,263	-	-	-	5,263	-	5,263	-	-	4,723	-	-	-	4,723	-	4,723	-	-	4,182	-	-	-	4,182	-	4,182	-	-	-		
物件使用料債権	5	1	-	3	-	5	-	-	-	6	0	-	6	-	6	-	-	8	0	0	7	-	8	0	-	-	-			
利子収入																														
利息債権	61	0	31	0	28	0	60	-	-	59	0	0	0	57	1	58	-	-	61	0	18	0	42	0	60	-	-	-		
諸収入	889	8	1	474	398	482	399	-	7	1,166	57	194	379	527	437	721	0	7	957	50	5	369	524	420	529	-	7			
弁償及返納金	814	6	0	452	345	459	346	-	7	803	6	0	371	417	377	418	0	7	805	21	1	358	416	379	417	-	7			
返納金債権	180	3	0	161	8	165	8	-	6	174	1	0	158	8	159	8	0	6	169	0	0	153	8	154	8	-	6			
弁償金債権	123	-	-	72	50	72	50	-	-	122	-	-	122	-	122	-	-	123	0	-	0	122	0	122	-	-	-			
損害賠償金債権	510	3	0	218	286	222	287	-	1	506	5	0	212	286	218	286	-	1	512	19	0	205	285	224	286	-	1			
物品売払収入																														
不用物品売払代債権	0	0	-	-	0	-	-	-	-	0	0	-	0	-	-	-	-	8	8	-	0	-	8	-	-	-	-			
雑入	70	1	0	16	52	18	52	-	-	362	51	193	8	109	59	303	-	-	144	21	3	10	108	32	112	-	-	-		
費用弁償金債権	0	0	0	0	-	0	0	-	-	226	35	190	0	-	36	190	-	-	21	19	0	1	-	20	0	-	-			
立替金返還金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-	0	0	-	0	-	0	-	-	-				
受託手数料債権	0	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
防衛省職員給食費債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	13	10	2	0	-	11	2	-	5	0	-	4	0	5	0	-	-				
留学費用償還金債権	2	1	-	1	-	2	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	1	-	1	-	2	-	-	-				
利得償還金債権	16	0	-	14	1	15	1	-	-	10	4	0	5	-	9	0	-	6	0	2	3	-	3	2	-	-				
延滞金債権	51	-	-	-	51	-	51	-	-	109	-	-	109	-	109	-	-	108	-	0	-	108	-	108	-	-	-			
特別収入																														
損害賠償金債権	4	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合 計	6,560	112	48	700	5,691	812	5,740	-	7	6,265	101	202	644	5,310	745	5,512	0	7	5,491	80	35	618	4,750							

令和6年度

## 不納欠損額の内訳

防衛省所管  
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	91	6,502,317	91	6,502,317	(目) 病院等療養費債権 6,502,317円
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	—	—	—	—	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	195	38,230,301	195	38,230,301	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	170	27,634,650	170	27,634,650	(目) 病院等療養費債権 13,902,161円 (目) 損害賠償金債権 13,732,489円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	25	10,595,651	25	10,595,651	(目) 病院等療養費債権 3,044,937円 (目) 自衛隊学資貸与金債権 7,411,250円 (目) 物件使用料債権 36,658円 (目) 返納金債権 101,706円 (目) 延滞金債権 1,100円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

令和5年度

## 不納欠損額の内訳

防衛省所管  
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	140	3,061,347	140	3,061,347	(目) 病院等療養費債権 3,061,347円
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	—	—	—	—	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	—	—	120	49,919,687	120	49,919,687	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	—	—	93	14,520,815	93	14,520,815	(目) 病院等療養費債権 7,683,084円 (目) 返納金債権 12,766円 (目) 損害賠償金債権 6,824,965円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	—	—	10	2,597,190	10	2,597,190	(目) 物件使用料債権 439,063円 (目) 損害賠償金債権 2,158,127円
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	17	32,801,682	17	32,801,682	(目) 病院等療養費債権 99,830円 (目) 自衛隊学資貸与金債権 29,213,713円 (目) 返納金債権 142,504円 (目) 損害賠償金債権 2,225,563円 (目) 留学費用償還金債権 1,120,072円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	

令和4年度

## 不納欠損額の内訳

防衛省所管  
一般会計

(単位：円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	—	—	—	—	—	—	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	—	—	18	3,077,129	18	3,077,129	(目) 病院等療養費債権 2,757,437円 (目) 立替金返還金債権 319,692円
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	—	—	—	—	—	—	
歳入徵収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	15	350,472	64	12,272,145	79	12,622,617	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	15	350,472	58	8,233,892	73	8,584,364	【本年度発生分】 (目) 病院等療養費債権 345,630円 (目) 損害賠償金債権 4,842円 【前年度以前発生分】 (目) 病院等療養費債権 8,215,354円 (目) 返納金債権 8,113円 (目) 損害賠償金債権 10,425円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	—	—	—	—	—	—	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	—	—	6	4,038,253	6	4,038,253	(目) 病院等療養費債権 269,052円 (目) 損害賠償金債権 3,768,695円 (目) 費用弁償金債権 506円
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	—	—	—	—	—	—	